

報道関係各位

令和 7 年 6 月 2 3 日

久喜市役所

水道料金の基本料金を免除します

物価高騰の影響を受けている市民の皆さんや事業所の皆さんの負担を軽減するため、水道料金の基本料金 2 か月分（「7 月検針分（5 月・6 月の水道使用分）及び 8 月検針分（6 月・7 月の水道使用分）」）を全額免除します。なお、申請手続きは不要です。

1. 対象者

市内の全水道契約者（市民及び事業者）

※官公庁等は除く

2. 対象月

7 月に検針される 8 月請求分（5 月・6 月使用分）

8 月に検針される 9 月請求分（6 月・7 月使用分）

※お住まいの地域によって検針する月（偶数月・奇数月）が異なります。

3. 免除額

水道料金のうち基本料金 2 か月分

（基本料金は水道の口径により異なります）

※使用した水量に応じた水量料金はかかります。

4. 件数等

総額 約 1 億 7, 0 0 0 万円（税抜き） 対象世帯 約 7 万件

（令和 7 年 4 ・ 5 月検針件数を基に試算）

【本件の問い合わせ先】

上下水道経営課 料金係

連絡先 TEL 0480-58-1111（内線 251） FAX 0480-58-1401

メール jogesuidokeiei@city.kuki.lg.jp